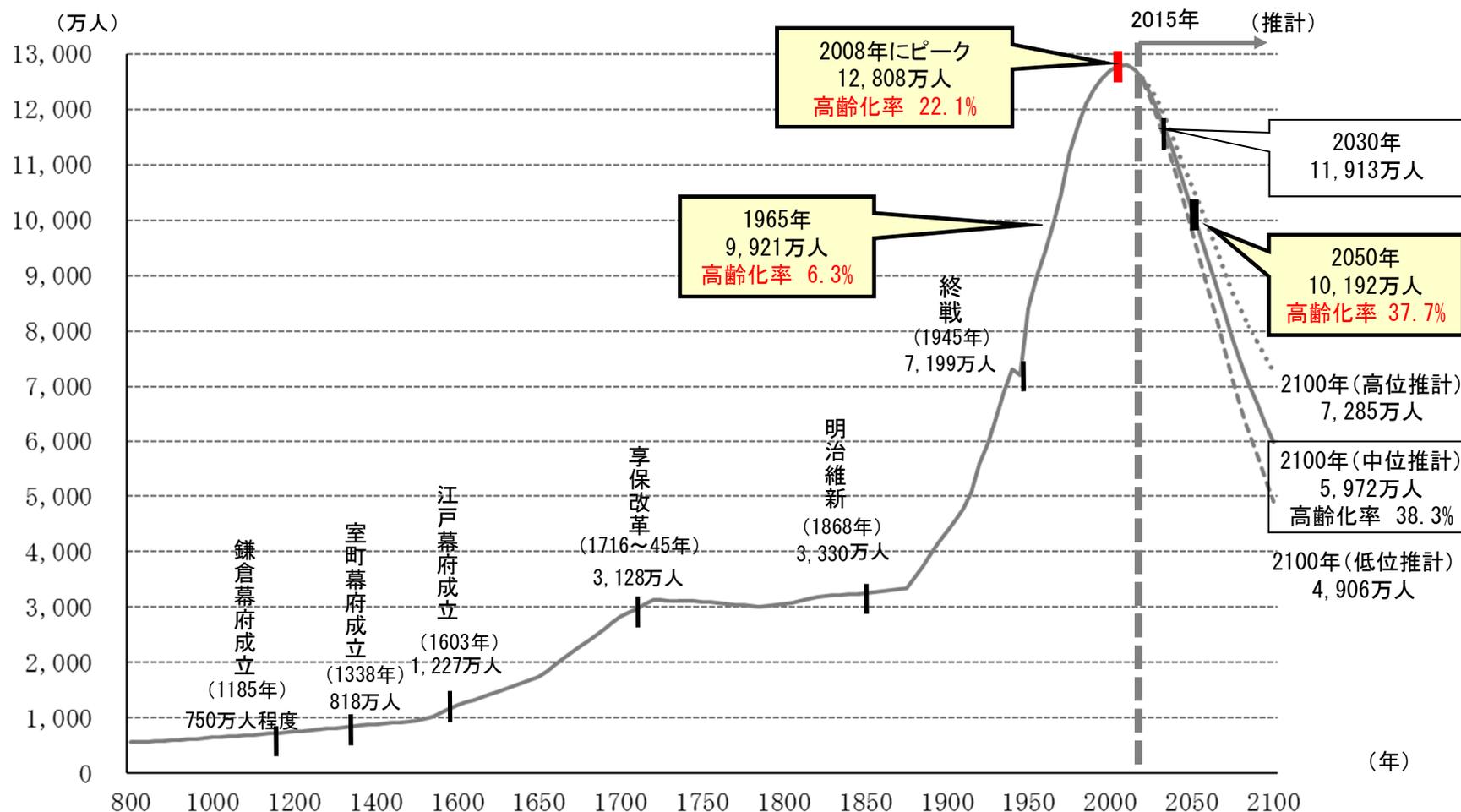


現行計画における課題と対応状況等 参考資料

人口の変遷(総人口は2050年には約1億人にまで減少)

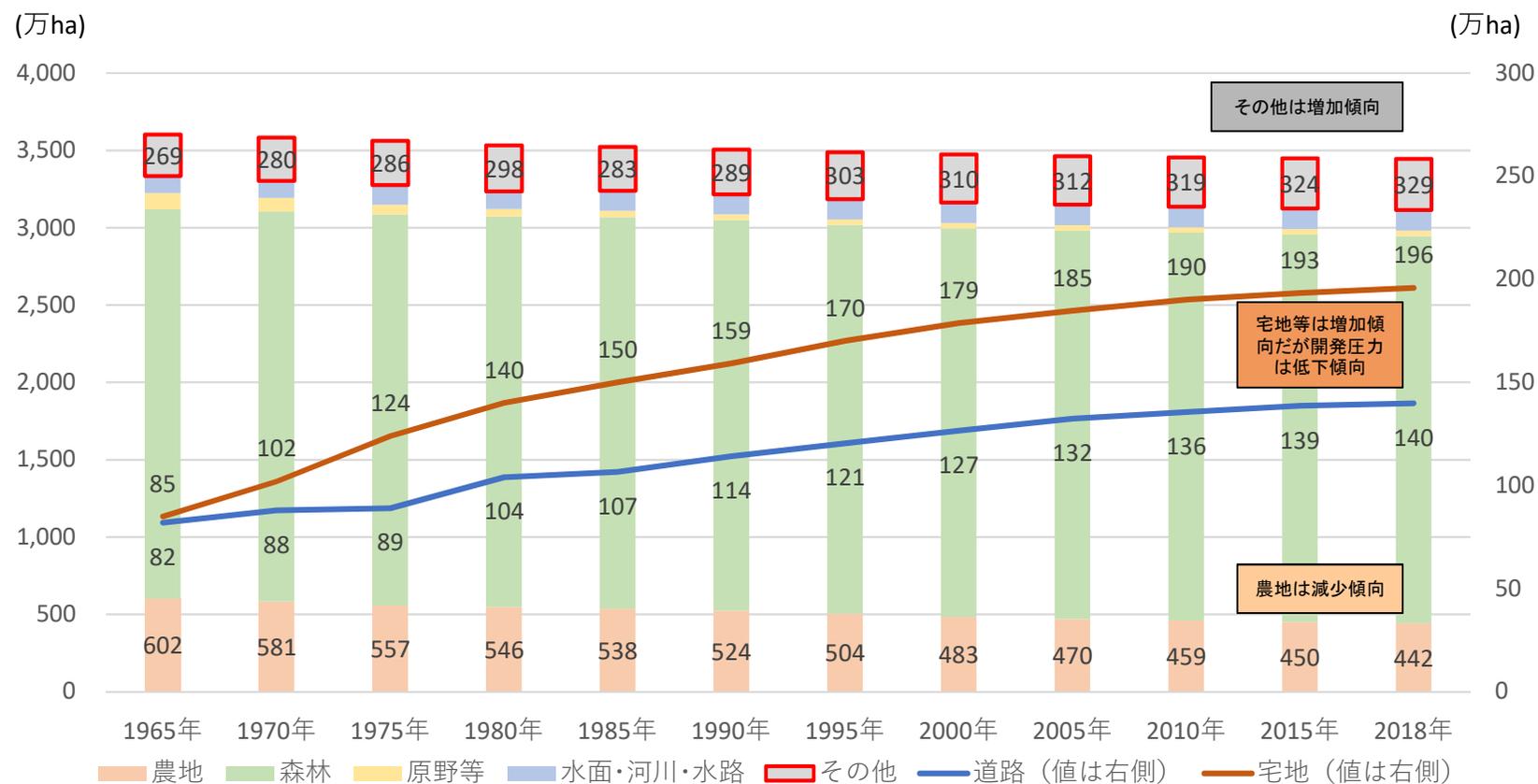
○総人口は、2008年をピークに減少。2050年には約1億人にまで減少する見込み。
 ○ほぼ同人口であった1965年に比して年齢構造、産業・就業構造が大きく変化。



(出典) 1920年までは、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)、1920年からは総務省「国勢調査」。なお、総人口のピーク(2008年)に係る確認には、総務省「人口推計年報」及び「平成17年及び22年国勢調査結果による補間補正人口」を用いた。2020年からは 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」を基に作成

土地利用の変遷(有効に利用されない土地の増加)

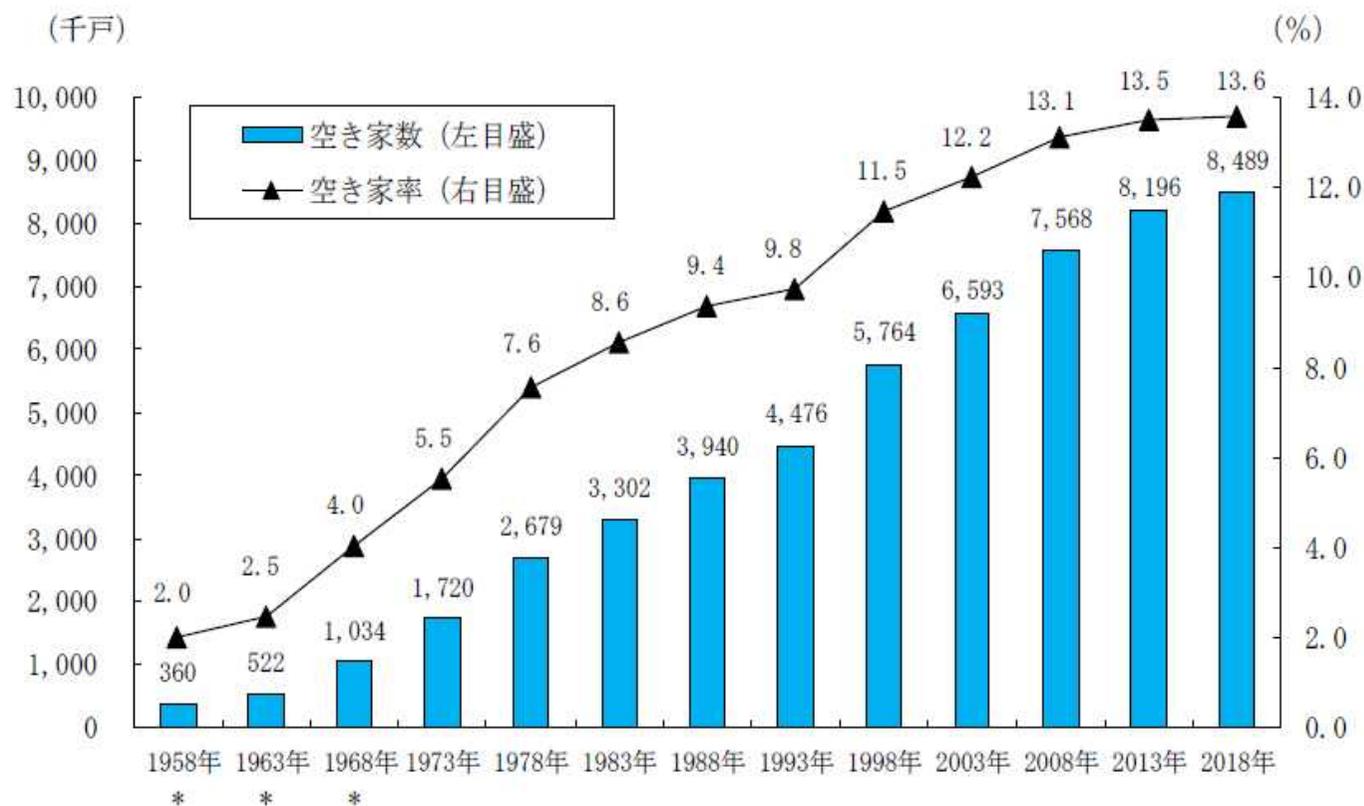
○高度成長期には農用地や森林等自然的土地利用から、住宅地等都市的土地利用への転換が進んだが、近年は開発圧力は低下する一方で、荒廃農地など有効に利用されない土地面積(その他の面積)は増加傾向。



(出典)土地利用現況把握調査より国土政策局作成

○居住世帯のない住宅のうち、空き家は2018年に約850万戸と過去最高となっている。
 ○空き家の内訳をみると「賃貸用の住宅」が約433万戸、「売却用の住宅」が約29万戸、別荘などの「二次的住宅」が約38万戸、「その他の住宅」が約349万戸となっている。

図2 空き家数及び空き家率の推移—全国（1958年～2018年）



(出典)総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」をもとに国土政策局作成

空家等対策の推進に関する特別措置法(概要)

公布：平成26年11月27日
施行：平成27年2月26日
(※特定空家等に対する措置の
規定は5月26日施行)

背景

- 平成25年時点での空き家は全国約820万戸と増加の一途であり、多くの自治体が空家条例を制定するなど、空き家対策が全国的に課題。
- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(1条)

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。
ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(2条1項)
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。(2条2項)

施策の概要

空家等

○ 基本指針・計画の策定等

- ・ 国は、空家等に関する施策の基本指針を策定(5条)
- ・ 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定(6条)、協議会を設置(7条)
- ・ 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助(8条)

○ 空家等についての情報収集

- ・ 市町村長は、法律で規定する限度において、空家等への立入調査が可能(9条)
- ・ 市町村長は、空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用が可能(10条)
- ・ 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力(11条)

○ 空家等及びその跡地の活用

- ・ 市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施(13条)

○ 財政上の措置及び税制上の措置等

- ・ 市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う(15条1項)
- ・ このほか、今後必要な税制上の措置等を行う(15条2項)

特定空家等

○ 特定空家等に対する措置(※)

- ・ 特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。
- ・ さらに要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能(14条)

施行5年経過後に、施行状況を勘案して検討等を行う(附則)

令和4年2月4日 閣議決定

●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 <予算関連法律案>

背景・必要性

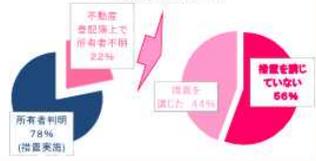
○ 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題。

※ 令和2年土地基本法改正：基本理念として土地の適正な「管理」を明確化

- ◆ 所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」について、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための施設としての利用ニーズが高まっている。
- ◆ 所有者不明土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。
- ◆ 所有者不明土地対策は地域における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。

所有者不明土地法 附則（平成30年制定時）
 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合には、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

住民から市町村に苦情のあった管理不全土地への対応状況
(令和元年国土交通省調査より作成。1029市町村が回答。)



【目標・効果】

- ① 地域福利増進事業における土地の使用権の設定数 : 施行後5年間で累計75件 (R3.11時点で申請1件)
- ② 所有者不明土地対策計画の作成数 : 施行後5年間で累計150件
- ③ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定数 : 施行後5年間で累計75団体

(出典)国土交通省 不動産・建設経済局 ホームページ
 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(概要)

法案の概要

1. 利用の円滑化の促進

① 地域福利増進事業の対象事業の拡充

- ・ 現行の広場や公民館等に加え、**備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業**を追加



② 地域福利増進事業の事業期間の延長等

- ・ 購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、**土地の使用権の上限期間を現行の10年から20年に延長**
- ・ **事業計画書等の縦覧期間を6月から2月に短縮**

③ 地域福利増進事業等の対象土地の拡大

- ・ 損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続(収用委員会の審理手続を省略)の対象として適用



2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

① 勧告・命令・代執行制度

- ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における**災害等の発生を防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行制度を創設**



豪雨の度に土砂崩れが多発



高台から瓦礫や岩石、粗骨が落下するおそれ

② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例

- ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている**管理不全土地管理命令の請求権を市町村長に付与**

③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化

- ・ 上記の勧告等の準備のため、**土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供を可能とする措置を導入**

3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度 ※予算関連

- ・ 市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に關し、所有者不明土地**対策計画の作成**や所有者不明土地**対策協議会の設置**が可能

② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度

- ・ 市町村長は、**特定非営利活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定**
- ・ 推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理命令の請求の要請が可能

③ 国土交通省職員の出向の要請

- ・ 市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、**国土交通省職員の出向の要請**が可能

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し) ※令和4年4月施行

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の 開発を原則禁止

<災害イエローゾーン>

-市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域	対 応
災害レッドゾーン 市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を原則禁止
災害イエローゾーン 市街化調整区域	開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・浸水被害防止区域
- ※R3年法改正により追加

災害イエローゾーン

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域（洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。）



◆立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

-立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外 ※令和3年10月施行

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成 ※令和2年9月施行

- 〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転支援計画

※令和2年9月施行

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

【都市再生特別措置法】

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

市街化調整区域

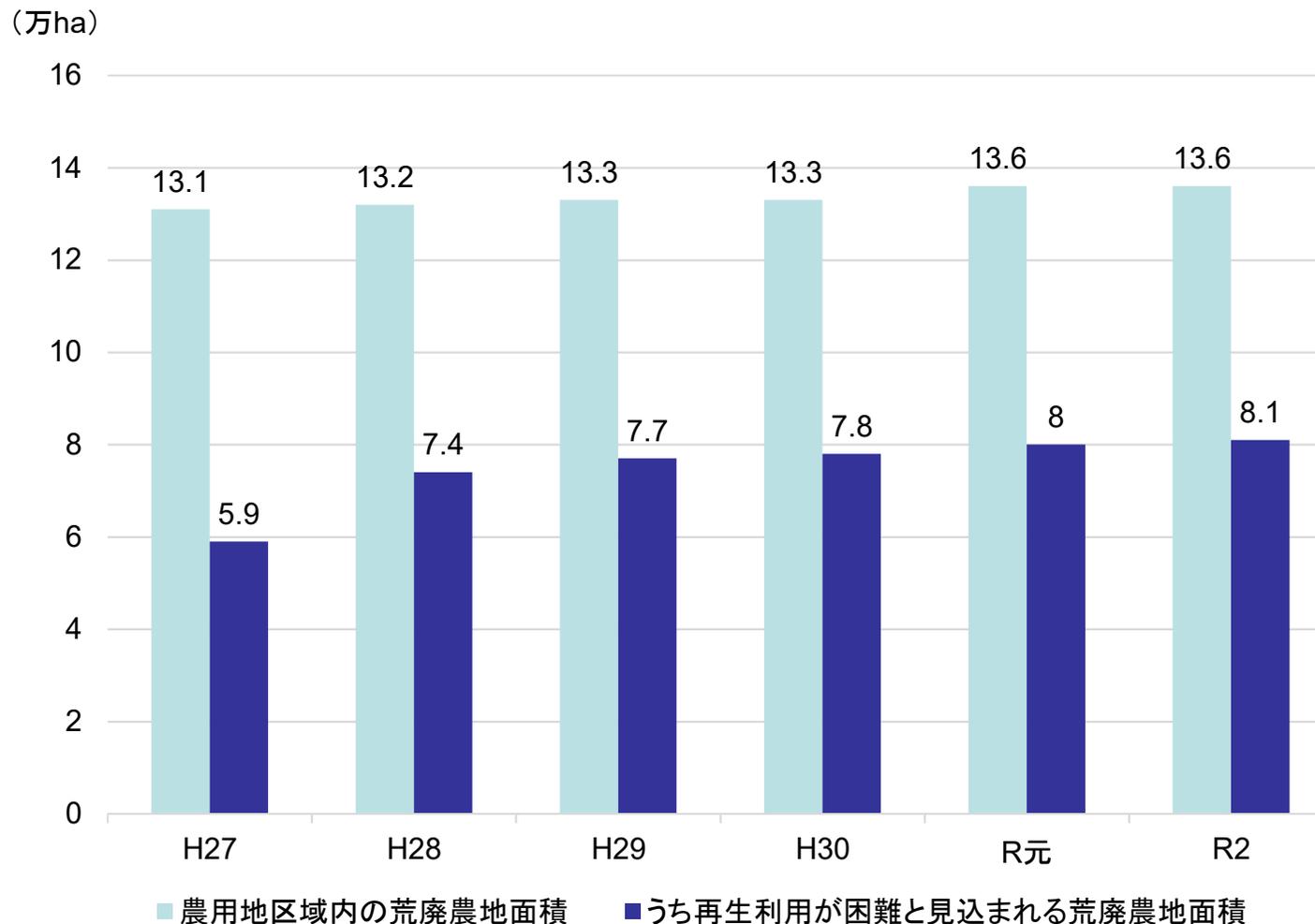
市街化区域

居住誘導区域

災害レッドゾーン

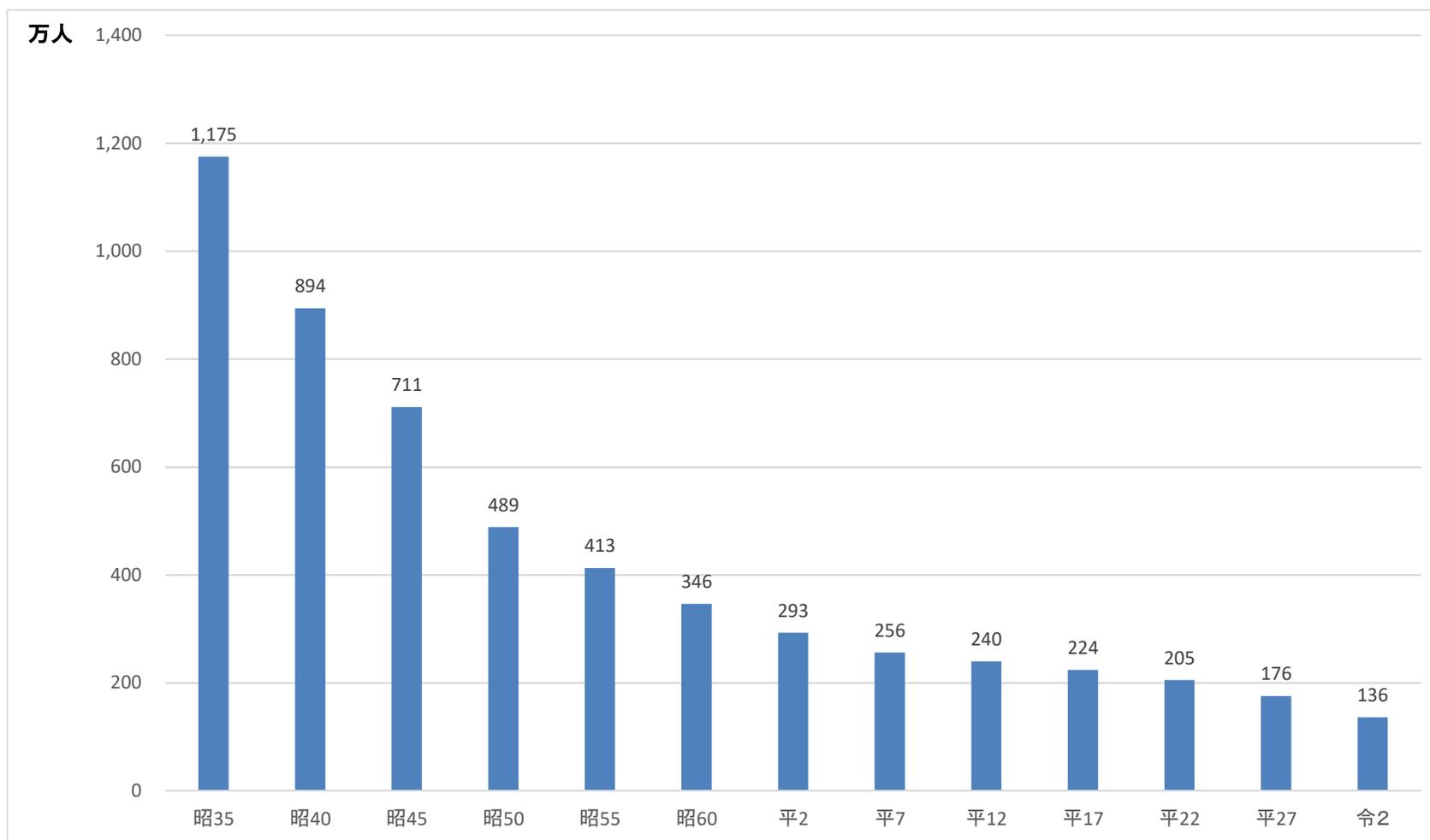
災害イエローゾーン

○農用区域内の荒廃農地面積は近年横ばいで推移。



(出典)農林水産省「平成27～令和2年の荒廃農地面積について(農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課中山間地域・日本型直接支払室作成)」をもとに作成

○基幹的農業従事者は長期的に減少傾向。



※基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

注1 「基幹的農業従事者」について、昭和35年から昭和55年は総農家、昭和60年から平成22年は販売農家、平成27年から令和2年は個人経営体における値である

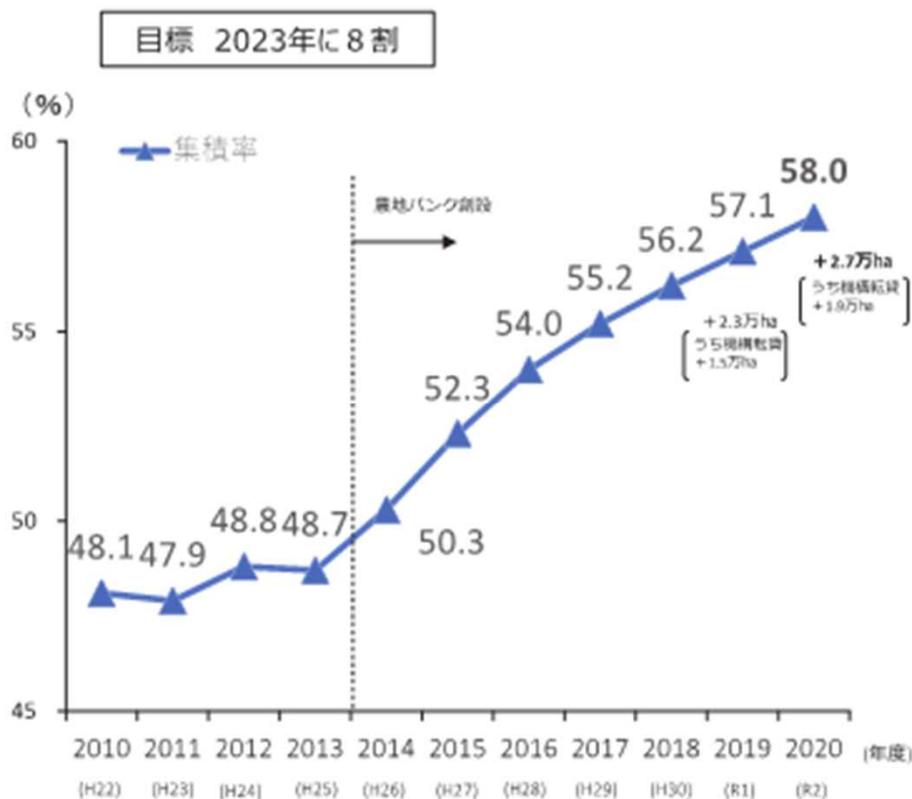
注2 昭和60年と平成27年に定義の見直しがありデータは非連続となっている

担い手への農地の集積・集約化

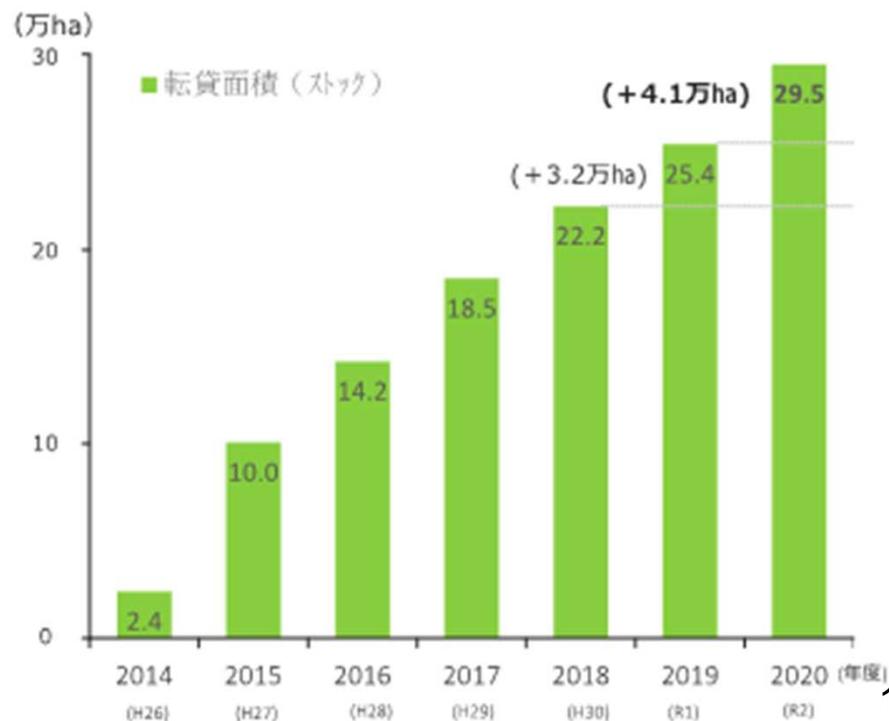
担い手への農地の集積・集約化

○ 農地バンク（農地中間管理機構）を創設した2014年以降、担い手への農地集積は上昇。2020年度は2.7万ha増加し、そのシェアは58.0%となった。

○ 全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア



○ 農地バンクの取扱実績（転貸面積）



(出典) 農林水産省「農地中間管理機構の実績等に関する資料(令和2年度版)」(令和3年6月)

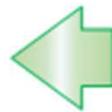
人・農地など関連施策の見直し

目標：農業の成長産業化等

食料の安定供給の確保等を図りつつ、**農業の成長産業化**や**所得の増大**を推進

(各種施策)

- ・輸出の促進 ・コメから高収益作物への転換
- ・スマート農業の実装 ・環境と調和のとれた生産
- ・マーケットインによる生産・販売



- 生産基盤である農地について、健全性を図りながら、**持続性をもって最大限利用**
農地の集約化に重点

(集約の効果)

- ・まとまった利用しやすい農地で生産性が向上
- ・ドローン等のスマート農業機械も省力化機能を発揮

【大区画化等による米生産コストの削減】 【ドローンによる農業散布】



- 農山漁村の価値や魅力を活かしつつ、**安心して農村で所得と雇用機会を得て生活**

施策の見直し方向

<人・農地プラン>

- 人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとして**法定化**も含めて位置付け、**農地の集約化に重点**を置いて、地域が目指すべき**将来の具体的な姿(「目標地図」)**を明確化
- **農地を将来にわたって持続的に利用**すると見込まれる**多様な経営体等**を、認定農業者等とともに人・農地プランに位置付け、その利用を後押し

<農地バンク等>

- 人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、**農地バンクを軸として、関係機関の側からの働きかけ**等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進

<人の確保・育成>

- 将来の地域農業を担う若い**新規就農者の確保・育成**を図るため、農業の魅力の発信、農地の取得等の**きめ細かな支援**を実施するとともに、広域での人材のマッチングを推進
- 地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに**農業の成長産業化に取り組もうとする場合**、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、**出資による資金調達を柔軟に行えるようにする**

<持続的な農地利用を支える取組の推進>

- 農業支援サービス事業者の活動、農協の農作業受託等、産地間連携等による**労働力調整、働きやすい労働環境づくり**等の取組を推進

<農村における所得と雇用機会の確保>

- 農山漁村の担い手として、**多様な形で農山漁村に関わる者が十分な所得**を確保できるよう、農村の**地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」**を推進

<安全・安心な生活環境の確保>

- 農村集落の**共同活動の推進**や、複数の農村集落の機能を補完する**農村地域づくり事業体(農村RMO)の育成**等による、効率的に農村地域を運営するための**仕組みづくり**
- **情報通信基盤**など生活インフラの整備や、**ため池の防災・減災対策**の推進

<農地の長期的な利用>

- 食料の安定供給のための農地の確保を前提に、**有機農業や放牧など持続可能な土地利用**とこれを支える**農地・農業水利施設の整備**

<農村をサポートする人材の育成>

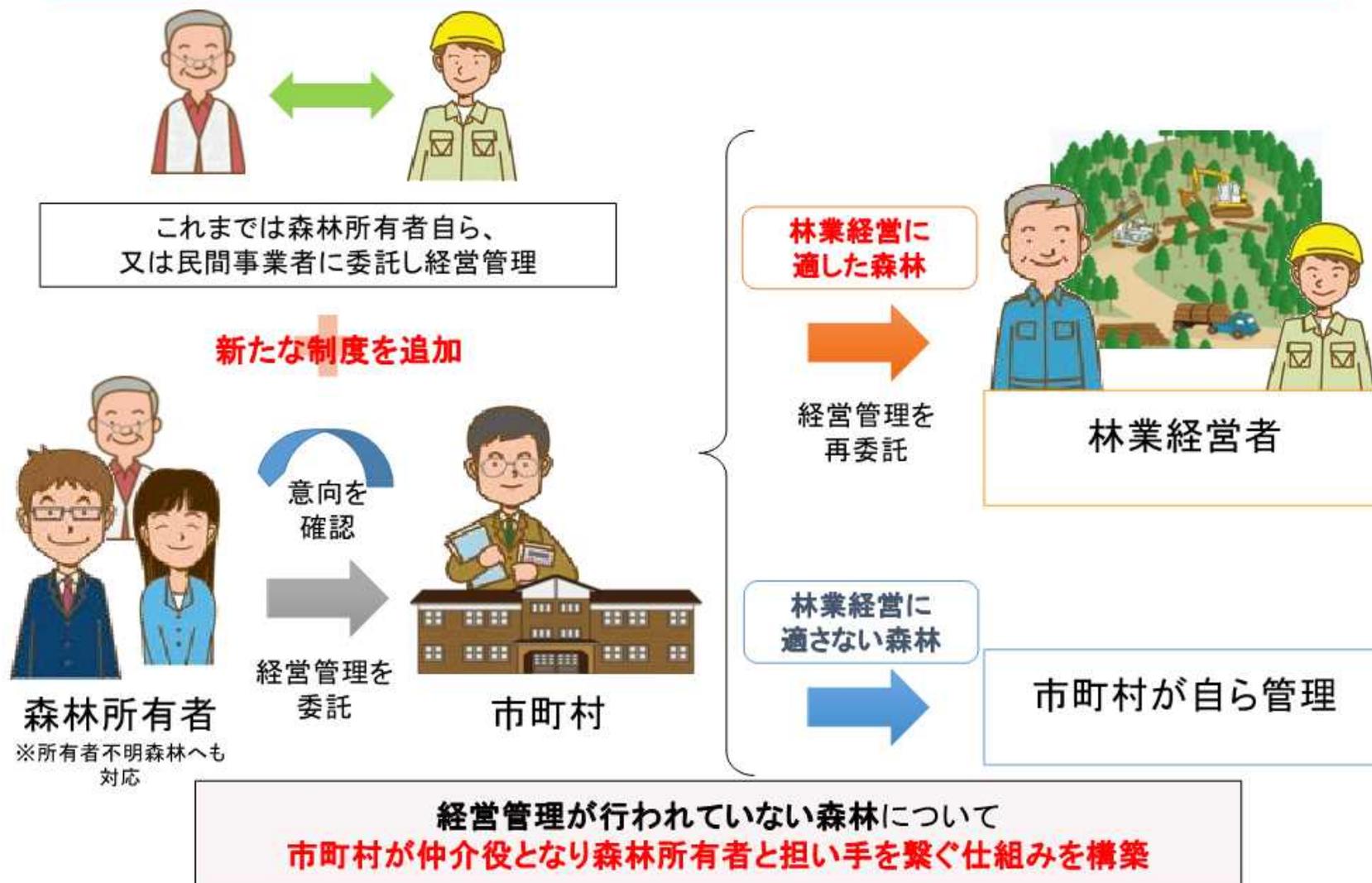
- **地域づくり人材の育成**やネットワークづくり、地方自治体等に対する広域的な**サポート体制の構築**
- 農業体験等を通じた**農村ファンづくり**や、**外部人材と農村とのマッチングの推進**等による**農的関係人口の創出・拡大**

<関係府省等と連携した仕組みづくり>

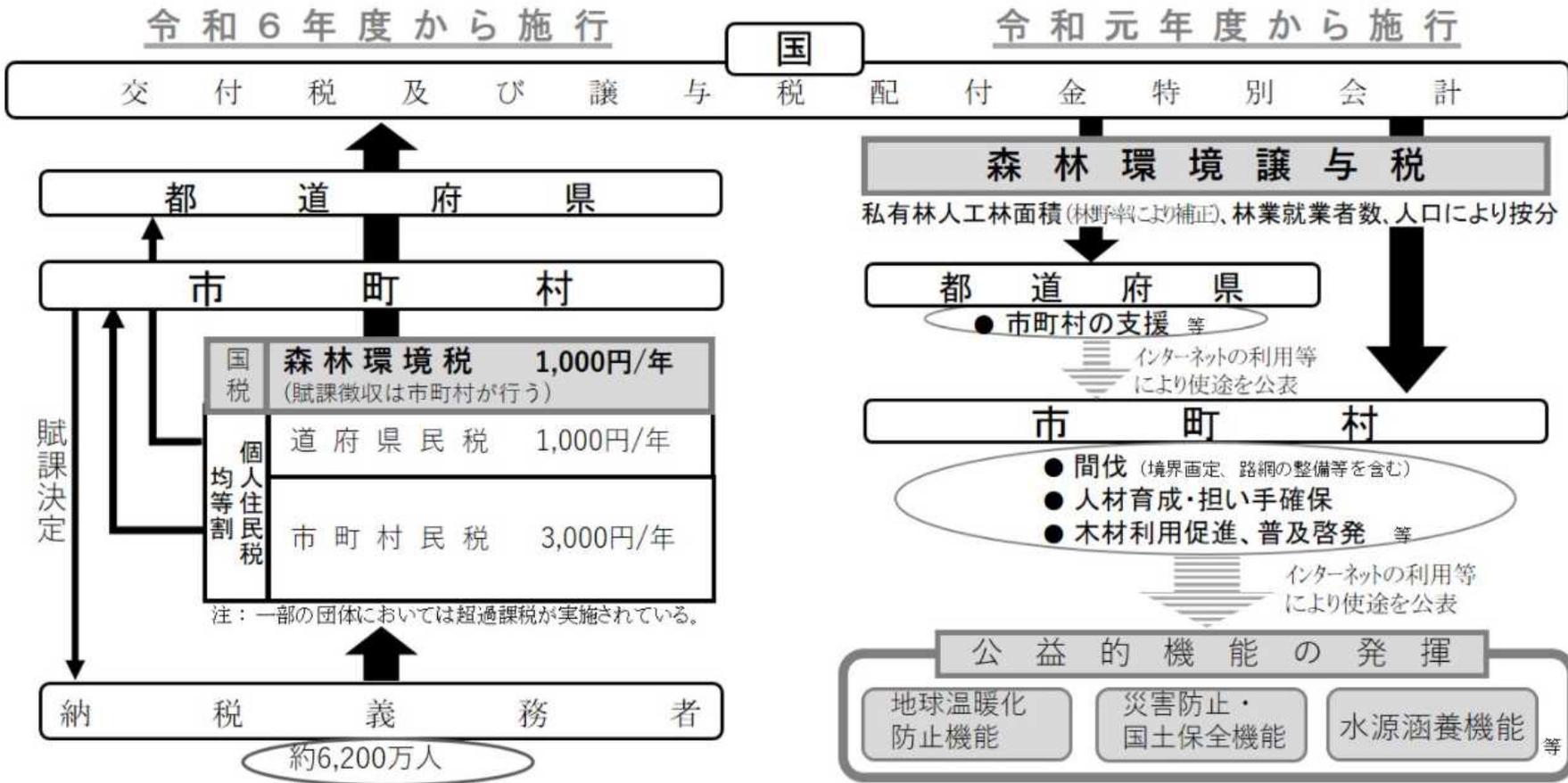
- 新たな政策課題に対して、関係府省、地方自治体、事業者と連携・協働しながら対応

来年の通常国会に必要な法律案を提出することを念頭に、具体的な内容等について検討し、**令和3年内を目途に関連施策パッケージをとりまとめる**

概要① 森林経営管理制度とは



森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



(出典)林野庁HP 森林環境税及び森林環境譲与税

これまでに公表した「流域水循環計画」の一覧

これまでに公表した「流域水循環計画」の一覧 (H29.1～R.3.12公表分)

添付資料 2

合計 **61** 計画 **改定** これまでに「流域水循環計画」に該当する計画であることを確認し、公表した計画について、新たな課題や取組の進捗を踏まえて改定されたもの。

[] ... 今回公表

年度【計画数】	提出機関	計画名
平成28年度 [17計画]	福島県	うつくしま「水との共生」プラン
	千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画・第2期行動計画
	富山県	とやま21世紀水ビジョン
	兵庫県	ひょうご水ビジョン
	熊本県	熊本地域地下水総合保全管理計画・第2期行動計画
	宮崎県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画・同実施計画（最終ステップ）
	さいたま市	さいたま市水環境プラン
	八王子市	八王子市水循環計画
	国立市	国立市水循環基本計画
	秦野市	秦野市地下水総合保全管理計画
	座間市	座間市地下水保全基本計画
	大野市	越前おおの湧水文化再生計画
	静岡市	第2次静岡市環境基本計画の一部・しずおか水ビジョン
	岡崎市	岡崎市水環境創造プラン
	高松市	高松市水環境基本計画
	熊本市	第2次熊本市地下水保全プラン
	平成29年度 [12計画]	宮城県
宮城県		北上流域水循環計画
宮城県		名取川流域水循環計画
奈良県		なら水循環ビジョン
高知県		四万十川流域振興ビジョン
高知県		第2次に淀川清流保全計画
長崎県		第2期島原半島窒素負荷低減計画（改訂版）
豊田市		水環境協働ビジョン ～地域が支える流域の水循環～
京都市		京都市水共生プラン
福岡市		福岡市水循環型都市づくり基本構想
千葉市		千葉市水環境保全計画
安曇野市		安曇野市水環境基本計画・同行動計画
平成30年度 [6計画]	神奈川県	酒匂川総合土砂管理プラン
	長野県	諏訪湖創生ビジョン
	滋賀県	琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画〈第2期改定版〉）
	鹿児島県	鹿児島湾ブルー計画
	鹿児島県	第4期池田湖水質環境管理計画
	高知市	2017観川清流保全基本計画

年度【計画数】	提出機関	計画名	改定
令和元年度 [12計画]	青森県	ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する基本方針及び流域保全計画（10流域）	
	宮城県	鳴瀬川流域水循環計画（第2期）	改定
	秋田県	秋田県「水と緑」の基本計画	
	富山県	とやま21世紀水ビジョン	改定
	徳島県	とくしま流域水管理計画	
	熊本県	熊本地域地下水総合保全管理計画・第3期行動計画	改定
	大船渡市	大船渡湾水環境保全計画	
	品川区	水とみどりの基本計画・行動計画	
	葛飾区	河川環境改善計画	
	五原市	第2次五原市環境基本計画の一部	
	加古川市	第2次加古川市環境基本計画の一部	
	錦江湾奥流域	錦江湾奥流域水循環計画	
令和2年度 [13計画]	長野県	第6次長野県水環境保全総合計画	
	高知県	物部川清流保全計画	
	高知県	第2次に淀川清流保全計画（改訂2版）	改定
	旭川市	旭川市環境基本計画（第2次計画・改訂版）の一部	
	ニセコ町	第2次ニセコ町環境基本計画の一部	
	仙台市	広瀬川創生プラン	
	八王子市	八王子市水循環計画	改定
	辰野町	辰野町環境基本計画の一部	
	西条市	西条市地下水保全管理計画	
	熊本市	第3次熊本市地下水保全プラン	改定
	名古屋市	水の環境活2050なごや戦略・第2期実行計画	
	松山市	長期的水需給計画基本計画（改訂版）	
	うきは市	第2次うきは市環境基本計画の一部	
令和3年度 7月 [12計画]	調布市	調布市環境基本計画の一部	改定
	宮城県	北上流域水循環計画（第2期）	改定
	宮城県	名取川流域水循環計画（第2期）	改定
	滋賀県	琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）	改定
	岡崎市	岡崎市水循環総合計画	改定
	高松市	高松市水環境基本計画	改定
	さいたま市	第2次さいたま市環境基本計画 別冊水と生きものプラン	改定
	鹿児島県	鹿児島湾ブルー計画	改定
	鹿児島県	池田湖水質環境管理計画	改定
	秦野市	秦野市地下水総合保全管理計画	改定
	加古川市	第3次加古川市環境基本計画の一部	改定
	大野市	大野市水環境基本計画	改定
令和3年度 12月 [7計画]	厚岸町	第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画の一部	
	佐久地域 流域水循環協議会	佐久地域流域水循環計画	
	小金井市	第3次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画	
	世田谷区	世田谷区みどりの基本計画の一部	
	大塚市	大塚市エコ水環境プランの一部	
	日光市	第2次日光市環境基本計画の一部	
	長崎県	第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和2年度改訂版）	改定

グリーンインフラを活用した自然共生地域づくり

○ 自然環境が有する多様な機能を活用した「グリーンインフラ」の社会実装により、CO₂吸収源対策のほか、生態系の保全、雨水貯留・浸透等の防災・減災、ポストコロナの健康でゆとりある生活空間の形成、SDGsに沿った環境と経済の好循環に資するまちづくりなど、多面的な地域課題の複合的解決を図る、持続可能で魅力ある地域づくりを分野横断・官民連携により推進する。

《流域治水におけるグリーンインフラの活用推進等》

○ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域に関わるあらゆる関係者により流域全体で行うハード・ソフト一体の「流域治水」において、雨水貯留・浸透機能を有するグリーンインフラの活用を推進

※流域における雨水貯留対策の強化等を含め、「流域治水」の実効性を高めるための「流域治水関連法」が成立(R3.4)

《生態系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水循環の確保、CO₂吸収源の拡大、ヒートアイランド対策の推進》

○ 都市の緑地の保全・創出、屋上・壁面緑化を含む都市緑化、まちなかウォークアブル推進プログラム等による都市の緑地の活用等

○ 河川を基軸とした生態系ネットワークの形成、かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出



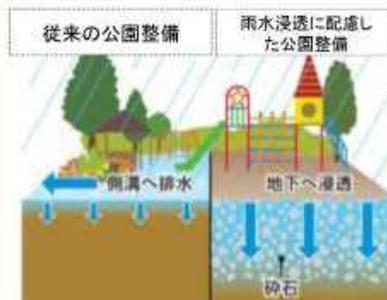
兵庫県豊岡市
コウノトリの野生復帰



Marunouchi Street Park 2020

《グリーンファイナンスを通じた地域価値の向上》

○ グリーンインフラを活用した魅力的な都市空間の再構築、未利用地を活用した地域空間の再生等への民間資金の活用



二子玉川ライズ



《グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動拡大等を通じた社会実装の推進》

※産学官の多様な主体が参加する情報・ノウハウ・技術・経験の共有の場【会員数1,117(R3.5末)】

企画広報部会

技術部会

金融部会

○ グリーンインフラの社会的普及(パートナーシップ構築等)

○ グリーンインフラ技術の調査研究(効果評価等)

○ 民間資金活用方策の検討(グリーンボンド等の活用)

○2021年に実施された環境省による生物多様性の総合評価によると、わが国の生物多様性は、過去50年間損失し続けている。生態系によっては損失の速度は弱まりつつあるが、全体としては現在も損失の傾向が継続している。

		森林生態系			農地生態系			都市生態系		陸水生態系		沿岸・海洋生態系			島嶼生態系	生態系の連続性		
		森林生態系の規模・質	森林生態系に生息・生育する種の個体数・分布	人工林の利用と管理	農地生態系の規模・質	農地生態系に生息・生育する種の個体数・分布	農作物・家畜の多様性	都市緑地の規模	都市生態系に生息・生育する種の個体数・分布	陸水生態系の規模・質	陸水生態系に生息・生育する種の個体数・分布	沿岸生態系の規模・質	浅海域を利用する種の個体数・分布	有用魚種の資源の状況	島嶼の固有種の個体数・分布	森林生態系の連続性	農地生態系の連続性	河川・湖沼の連続性
長期的推移	過去50年～20年の間	↓	↘	→	↓	↘	↘	↘	↘	↓	↘	↓	↓	?	?	↘	—	↓
	過去20年～現在の間	↘	↘	→	↘	↘	→	→	↘	↘	↘	↘	→	↘	→	↘	↘	↘
現在の損失と傾向		→	↘	→	↘	↘	→	→	→	↘	↘	↘	↘	↘	↘	→	↘	→

評価対象	凡例			
損失の大きさ	弱い □	中程度 ■	強い ■	非常に強い ■
状態の傾向	回復 ↗	横ばい →	損失 ↘	急速な損失 ↓

(出典) 生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(環境省 2021年3月)

注：視覚記号による表記に当たり捨象される要素があることに注意が必要である。
注：評価の破線表示は情報が十分ではないことを示す。

- 絶滅危惧種として環境省レッドリストに掲載された里地里山を生息地とする動物種は1991年以降30年で11.4倍に増加
- モニタリングサイト1000(環境省)による過去10年間の調査結果からチョウ類の約4割の種で個体数が減少

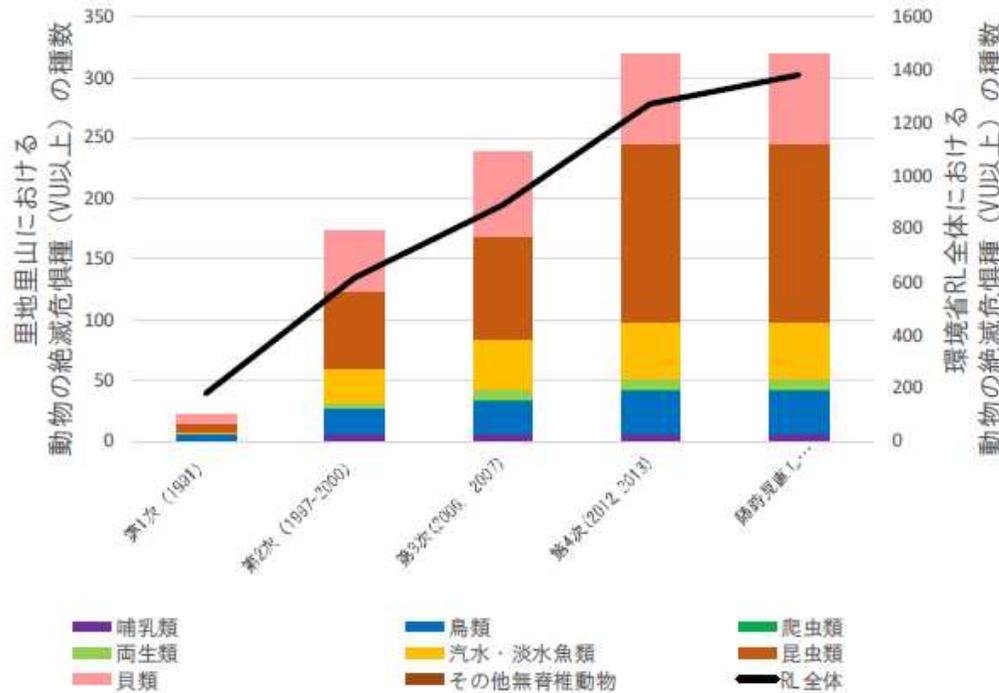


図: 動物類全種における絶滅危惧種数の推移

年を経るごとに、里地里山の絶滅危惧種数が増加

(出典) 第3回次期生物多様性国家戦略研究会(環境省R2.6)

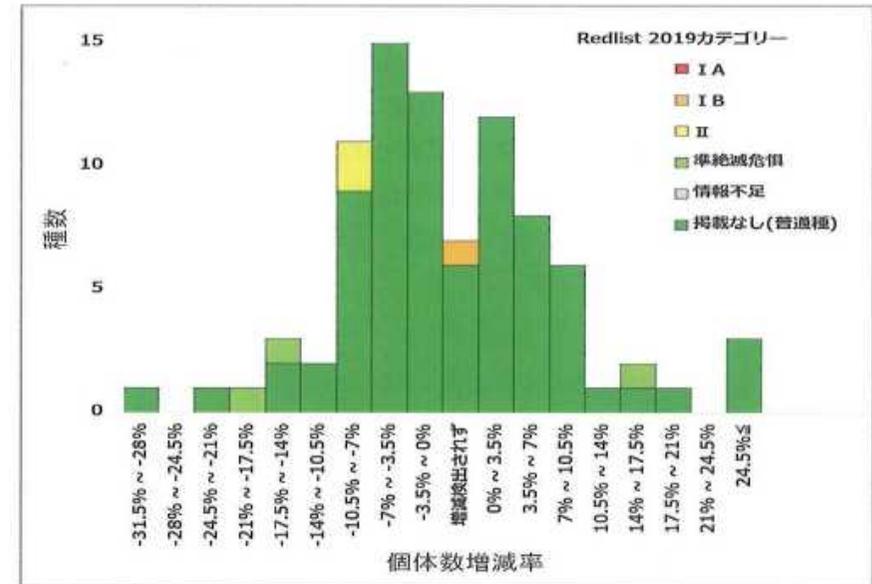


図: 全国でよく見られるチョウ類87種の各種ごとの1年間の個体数増減率の内訳

モニタリング10年間の調査の結果、チョウ類87種の半分以上が減少傾向があり、その中にはごく普通に見られていた種(オオムラサキ、ミヤマカラサアゲハ、ジャノメチョウ・イチモンジチョウ)が含まれていた。

自然公園法の一部を改正する法律の概要

自然公園法の一部を改正する法律の概要

(令和3年法律第29号)

令和3年5月6日公布

国・都道府県が保護管理を担う国立公園・国定公園において、**地方自治体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組み**を新たに設け、保護のみならず**利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」**(自然を保護しつつ活用することで地域の資源としての価値を向上)を実現するものです。

■ 背景

- 地域の過疎化が進む一方、コロナ禍で自然や健康への関心が高まる中で、**我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園・国定公園**(以下「国立公園等」という。)は、国内外の多くの人々をひきつける観光地などとして、**地域社会にとって重要な資源**となっている。
- その自然の価値を活かし、地域活性化に資する**滞在型の自然観光**を推進するためには、**魅力的な自然体験アクティビティの提供や旅館街等の上質な街並みづくり、認知度の向上が必要**であるが、それが十分にできていない。

■ 主な改正内容

1. 地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続の簡素化

- 公園計画において、従来の利用施設のハード整備に加え、新たに自然体験アクティビティの促進を位置づけ、市町村やガイド事業者等から成る協議会を設け、**自然体験活動促進計画**を作成。環境大臣・都道府県知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な許可を不要とする**。
- これにより、計画に基づく**魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化等の関係者が一体となった取組を促し、旅行者の多様なニーズに応え、長期滞在につながる国立公園等の楽しみ方を提供**。

2. 地域主体の利用拠点整備の法定化・手続の簡素化

- 公園利用の拠点となる**旅館街等の街並みを整備**するため、市町村や旅館事業者等から成る協議会を設け、**利用拠点整備改善計画**を作成。環境大臣・都道府県知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な許認可を不要等とする**。
- これにより、計画に基づく**廃屋の撤去、機能充実、景観デザインの統一**など、関係者が一体となった**自然と調和した街並みづくりを促し、国立公園等における魅力的な滞在環境を整備**。

3. 国立公園等の保全管理の充実

- 国立公園等の国内外へのプロモーションの促進、クマ・サルなど野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防、公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備、公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進、特別地域等における行為規制の違反に係る罰則の引上げ等の措置を講じる。
 <改正法の施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

自然体験活動促進計画のイメージ

望ましい自然体験アクティビティの提供・開発促進、利用者の受入れ体制整備、上質な自然体験の場の確保、適正利用のためのルール策定等



利用拠点整備改善計画のイメージ

集団施設地区など利用拠点の面的な再生・上質化のため廃屋の撤去やその場所への新たな投資、利用者目線の機能充実、景観デザインの統一、電線の地中化等



6 中山間地域等直接支払交付金

農林水産省
農村振興局 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室

趣旨 農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動の継続を支援することにより、多面的機能の発揮を図る。

事業内容 中山間地域等において、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続する農業者等に交付金を支払う。交付単価は地目や傾斜等により区分され、この単価に取組面積を乗じて交付金が支払われる。

事業実施主体 (対象者)	農業者の組織する団体等	補助率	定額	令和4年度 当初予算 (百万円)	26,100
-----------------	-------------	-----	----	------------------------	--------



<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,900) 百万円

① 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500

田: 急傾斜 (傾斜: 1/20) 21,000円/10a

畑: 急傾斜 (傾斜: 15度) 11,500円/10a

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

② 令和4年度の拡充事項
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地を対象に、**超急傾斜地棚田加算**を新設。 ※ 下線部は拡充事項

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (200) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】 中山間地域等

(地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10aあたり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額: 200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額: 200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額: 200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

事業URL https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

問合せ先 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室 03-3501-8359

ニホンジカ等の個体数・分布・鳥獣被害額の状況

※第4回資料(自然環境)の再掲

- ニホンジカやイノシシの推定個体数は増加傾向であったが、捕獲の強化が進み、平成26(2014年)をピークに減少傾向
- ニホンジカやイノシシの分布域は拡大。ニホンジカの分布域は昭和53年度から平成30年度までの40年間で約2.7倍に拡大、平成26年度から平成30年度までに約1.1倍に拡大
(特にニホンジカは東北・北陸・中国地方、イノシシは東北・北陸・関東地方で拡大)

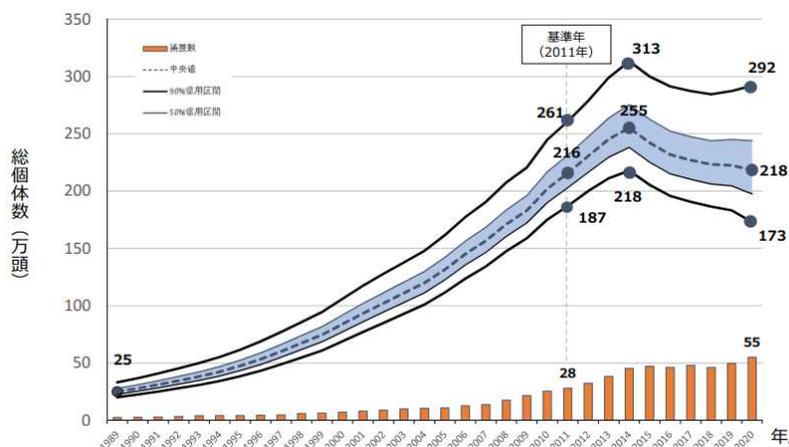
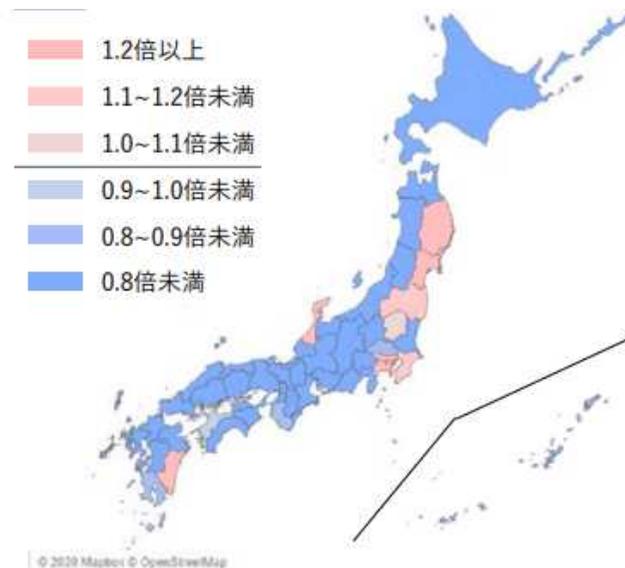


図: ニホンジカ(本州以南)の個体数推定



図: ニホンジカ 生息分布図



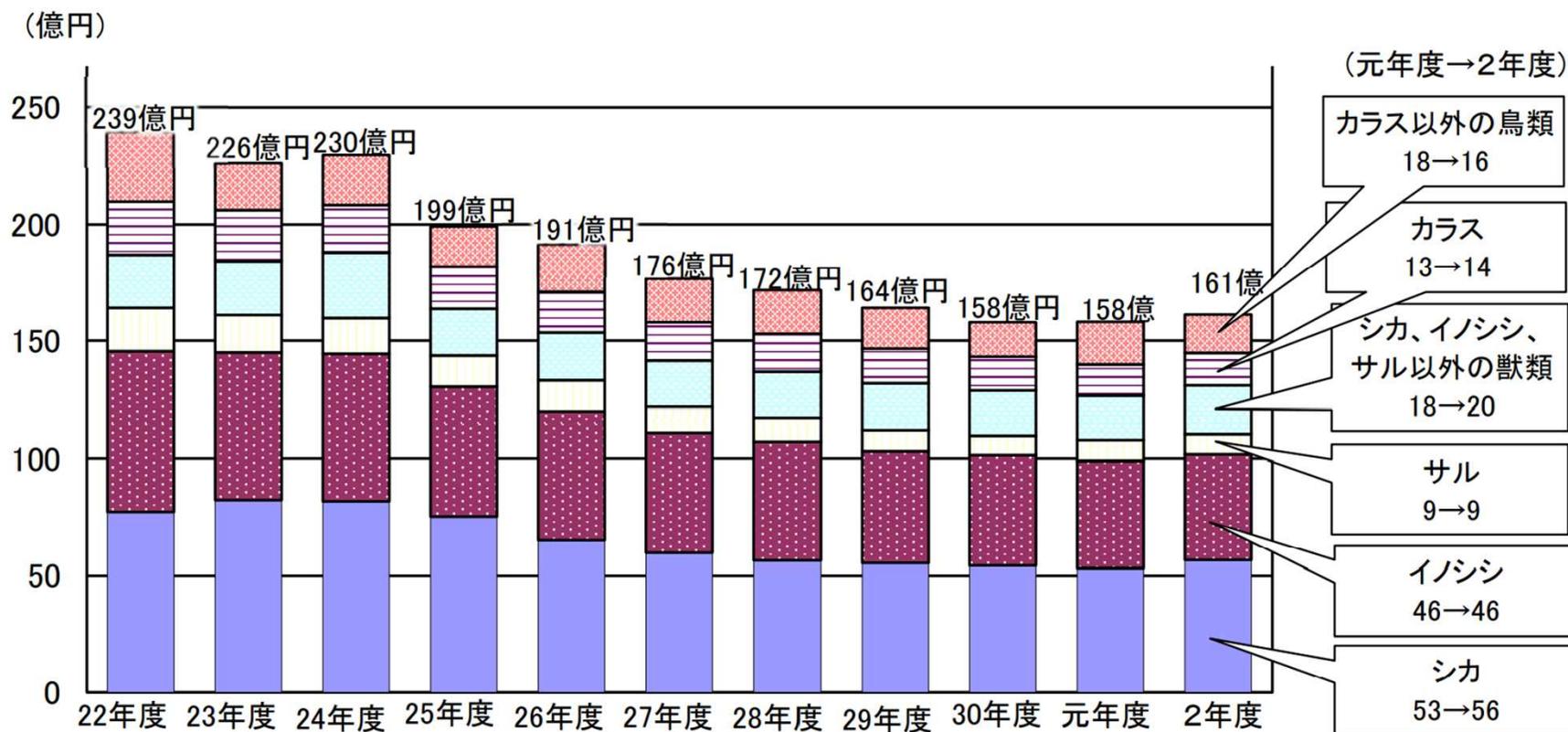
資料: 農林水産省「野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況」
注: 平成22(2010)年度の被害額に対する令和元(2019)年度の比率

図: 都道府県別に見た過去10年の鳥獣被害額の増減状況

(出典: 令和2年度 食料・農業・農村白書)

野生鳥獣による農作物被害金額の推移

○野生鳥獣による農作物被害額は近年減少傾向



注1: 都道府県からの報告による。 2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を国土交通省 改正する法律案の概要

令和4年3月1日 閣議決定

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

下記の取組により、**外来生物対策の一層の強化・推進**を図ります。

- (1) 国内への侵入防止のために緊急に対処が必要な外来生物（**ヒアリ類**を想定）の対策のための検査体制等の強化、
- (2) 既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物（**アメリカザリガニ**や**アカミミガメ**を想定）に対応する規定の整備、
- (3) 国と地方公共団体による防除の円滑化による**防除体制の強化**

■ 背景

- ① 輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**
→ 「**定着しそうなギリギリの段階**」であり、**対策の強化が急務**
- ② 外来生物のうち、**アメリカザリガニ**や**アカミミガメ**は、既に、広く一般に飼育*
→ 現行法で規制すると既に飼われている個体が**大量放出されるおそれ**があるため、**新たな規制の枠組み**が必要
(* アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹)
- ③ 現行法では国のみが主な防除主体とされており、防除や主体間の連携が各地域で進んでいない
→ 地方公共団体による防除の円滑化を図り、我が国全体としての**防除の迅速化、強化が必要**



■ 主な改正内容

1. ヒアリ対策の強化 (①)

- 特定外来生物全般に対する**規制権限を拡充**するとともに、**発見し次第、緊急の対処が必要なもの**については「**要緊急対処特定外来生物**」(*)として政令で指定し、**より強い規制権限がかかる枠組みを創設**する。
(*国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を想定)

水
際
一
通
関
内
国

<特定外来生物全般に対する既存権限の拡充>

■ 立入権限の拡充

- 従来：防除のためのみ
- 拡充：**生息調査**のための立入りも可能に



ヒアリの生息調査

■ 輸入品等の検査対象の拡充

- 従来：輸入品・コンテナ等のみ
- 拡充：**ヒアリ類が存在しているおそれのある土地・施設（倉庫、車両等）**も対象に。これにより**消毒・廃棄命令**の対象も拡充。

■ 通関後の検査等

要緊急対処特定外来生物が存在している**蓋然性が高い物品、土地、施設等**については、**通関後も、検査や消毒・廃棄命令等**が可能に

<要緊急対処特定外来生物に対する権限の創設>

■ 移動の禁止

検査対象がヒアリ類か否かを**特定（同定）**している間も、対象物品、車両等を**移動禁止**可能に

■ 指針の策定

関係事業者の**取組促進の指針**を策定し、それに定める事項に関する報告徴収、勧告、命令等が可能に

* 立入権限は国・地方公共団体の権限、その他は国の権限

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備 (②)

現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に

規制対象外として検討している例
・ 個人の販売目的でない飼育
・ 個人間の無償譲渡 等

3. 各主体による防除の円滑化 (③)

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する**責務規定を創設**

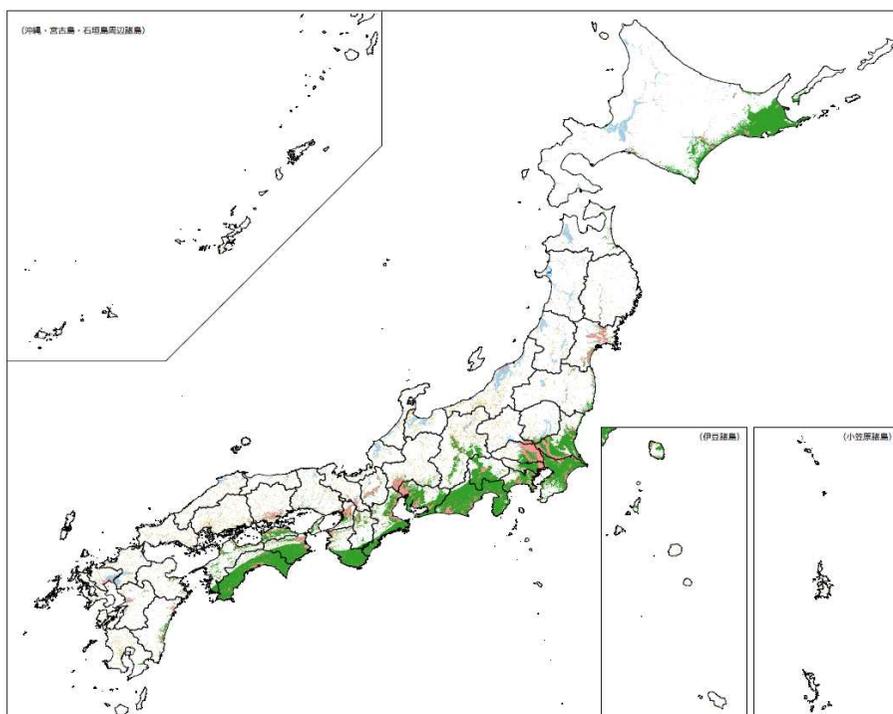
都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要に**

- <改正法の施行期日>
- ・ 1のうち立入権限の拡充及び輸入品等の検査対象の拡充の規定：公布の日から3月以内で政令で定める日
 - ・ その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日

災害リスクエリアと災害影響人口

○我が国は、沖積平野など災害リスクの高い地域に人口と資産が集中している。

○災害リスクエリアの重ね合わせ図



※なお、洪水、土砂災害、地震(震度災害)、津波のいずれかの災害リスクエリアに含まれる地域を「災害リスクエリア」として集計しています。
(出典)国土交通省国土数値情報より国土政策局作

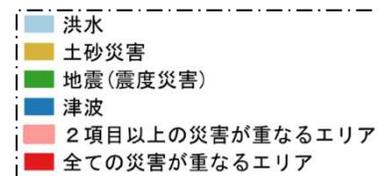
○日本全国の将来人口推計

	2015年	2050年
人口	12,709万人	10,192万人

○日本全国の4災害影響人口

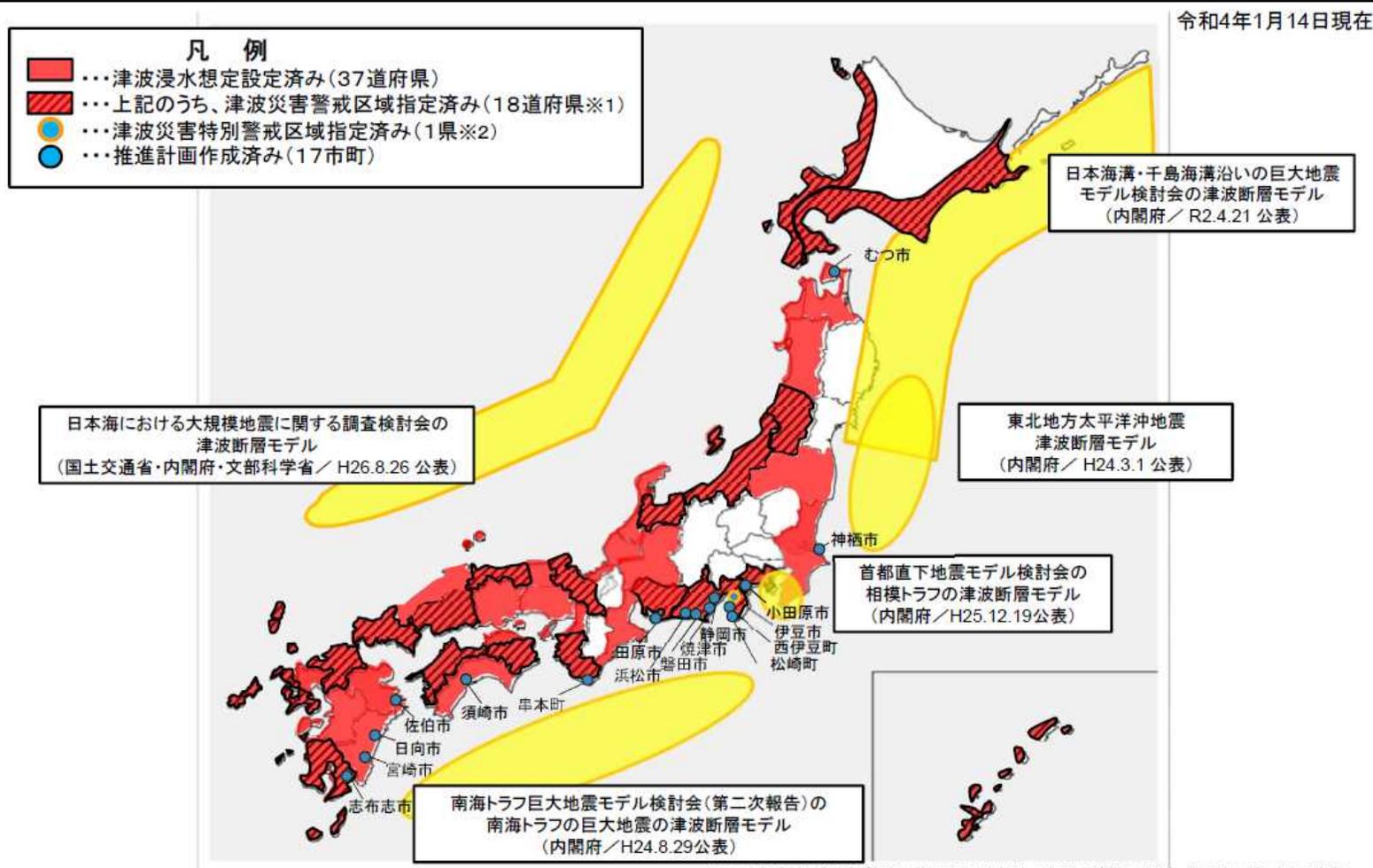
対象災害	リスクエリア内人口 (2015) (総人口に対する割合)	リスクエリア内人口 (2050) (総人口に対する割合)
洪水	3,703万人(29.1%)	3,108万人(30.5%)
土砂災害	595万人(4.7%)	374万人(3.7%)
地震 (震度災害)	7,018万人(55.2%)	6,003万人(58.9%)
津波※	754万人(5.9%)	597万人(5.9%)
災害リスク エリア	8,603万人(67.7%)	7,187万人(70.5%)

※一部地域は津波浸水想定
データがないこと等から、その地
域は含まれていません。



土地利用、建築物の用途等の制限(津波関連)

- 津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定は昨年8月時点で内陸県以外の40都道府県中37道府県で設定(うち現行計画策定後に14道府県で設定、5県で設定追加)されている。
- 津波浸水想定に基づく津波災害警戒区域の指定は18道府県(うち現行計画策定後に16道府県で設定、1県で設定追加)、津波災害特別警戒区域の指定は静岡県(伊豆市、平成30年3月)



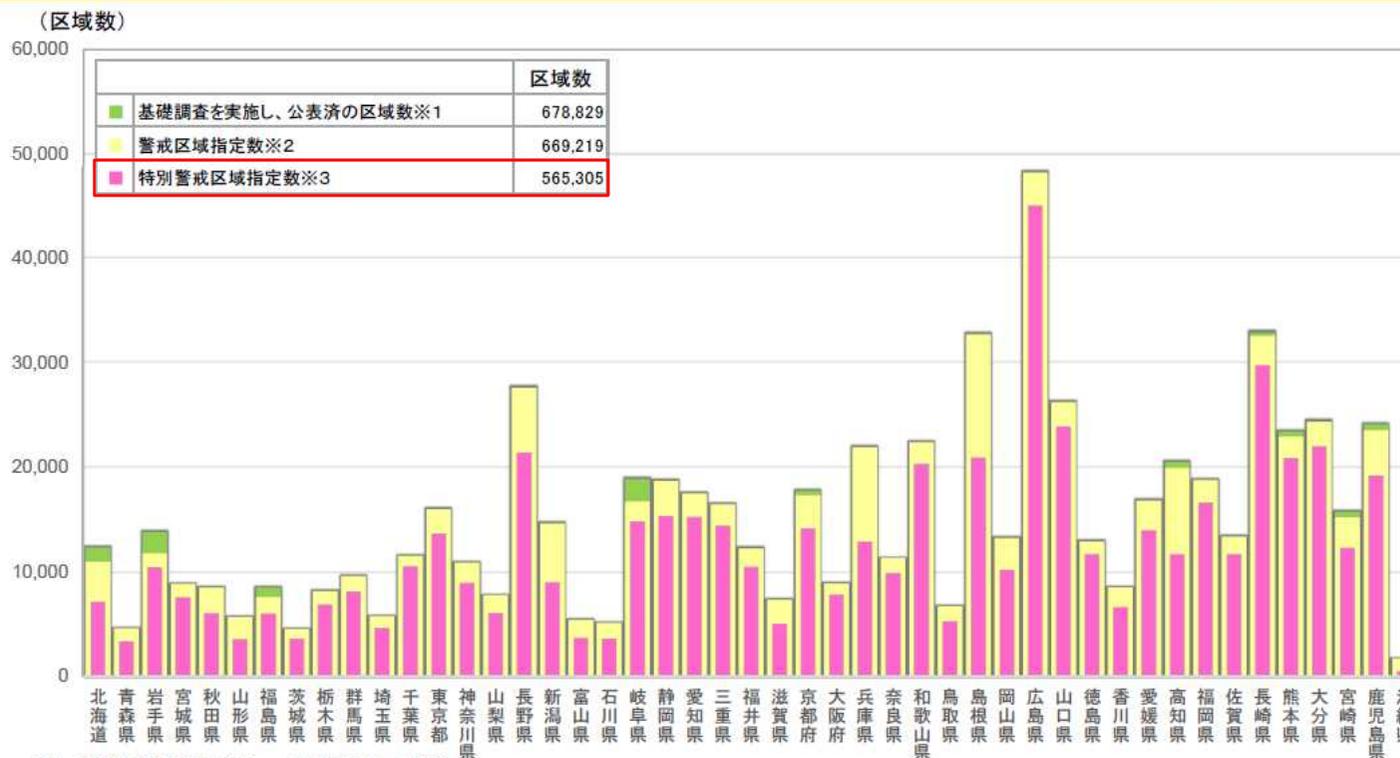
※1 北海道、新潟県、神奈川県、静岡県、和歌山県、愛媛県及び鹿児島県は一部の市町村において指定
 ※2 静岡県伊豆市の1市にて指定

土地利用、建築物の用途等の制限(土砂災害関連)

○土砂災害に関しては、昨年9月末時点で全都道府県で計565,305箇所(平成27年度末から282,789箇所増と倍増)が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和3年9月末時点)



※1. 基礎調査を実施し、公表済の区域数

当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所について基礎調査を実施し、その結果を関係市町村長に通知するとともに、公表することをいう。令和3年9月末時点の値であり、今後、変更の可能性はある。

※2. 土砂災害警戒区域 (イエロー: 警戒避難体制の整備) (土砂災害防止法)

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

※3. 土砂災害特別警戒区域 (レッド: 開発行為に対する規制) (土砂災害防止法)

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

防災集団移転促進事業(概要)

○防災集団移転促進事業は、令和3年度に要配慮者施設の災害ハザードエリアからの移転に対する支援が拡充されたほか、令和4年度から、空き地・空き家を積極的に活用できるよう運用改善が図られている。

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

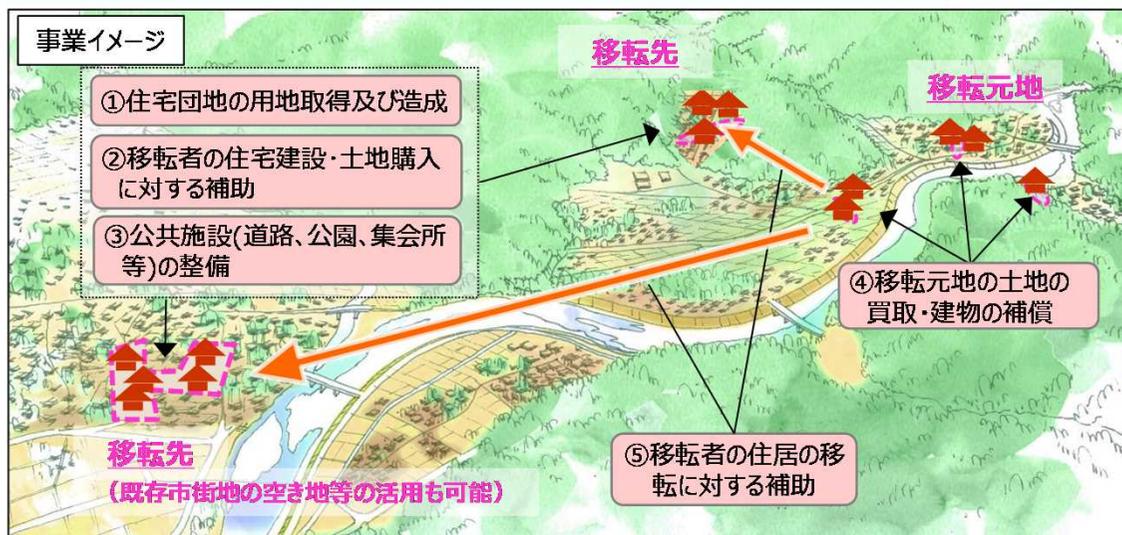
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※）
 ※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上
 ※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3/4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
 （住居の移転に関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。
 なお、分譲の場合は補助対象外。）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
 （住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地の買取・建物の補償
 （やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1/2）



補助基本額における財源内訳



地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
 ※事業計画等の策定に必要な経費の適適性については、財政部局と協議すること。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
 ※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

防災集団移転促進事業実施状況

○防災集団移転促進事業は、現時点では主に発災地域からの移転に活用されており、かつ平成17年～18年の新潟中越地震に伴う移転が最後の活用事例となっている(東日本大震災関係を除く。)が、発災前地域からの移転として、令和4年度から島根県美郷町において、事業に着手しているところ。

実施年度	団体名		移転戸数	原因となった災害
	都道府県名	市町村名		
昭和47～48	秋田県	河辺町	11	S47. 7 梅雨前線による集中豪雨
"	宮崎県	えびの市	23	S47. 7 集中豪雨による山腹崩壊
48	"	北郷町	14	S47. 7 梅雨前線による
48～49	熊本県	倉岳町	50	S47. 7 九州大雨
"	"	姫戸町	176	S47. 7 九州大雨
"	"	龍ヶ岳町	329	S47. 7 九州大雨
"	滋賀県	愛東町	59	S47. 9 台風20号
"	愛知県	小原村	22	S47. 7 梅雨前線による集中豪雨
"	"	藤岡村	27	S47. 7 梅雨前線による集中豪雨
"	島根県	益田市	11	S47. 7 の豪雨による崖崩れ
49	山形県	平田町	16	S49. 3 地すべり
49～50	"	大蔵村	20	S49. 4 山崩れ
"	徳島県	神山町	25	S49. 7 台風8号
50	青森県	佐井村	20	S50. 7 集中豪雨
50～51	"	岩木町	16	S50. 8 集中豪雨
51	"	黒石市	44	S50. 8 集中豪雨
52～53	兵庫県	相生市	23	S51. 9 台風17号
"	徳島県	穴吹町	70	S51. 9 台風17号
53～54	福島県	熱塩加納村	13	S53. 6～7 の豪雨による地すべり
54	宮城県	仙台市	27	S53. 6 宮城県沖地震
56～57	北海道	虻田町	21	S52. 8 有珠山噴火に伴う地盤変動
"	新潟県	守門村	21	S56. 1 雪崩
"	"	長岡市	15	S55.12 地すべり
"	青森県	三戸町	12	S56. 6 集中豪雨
58～59	東京都	三宅村	301	S58.10 三宅島噴火災害
"	熊本県	松島町	10	S57. 7 地すべり
平成5～7	長崎県	島原市	90	H 2.11 雲仙・普賢岳噴火災害
6	鹿児島県	溝辺町	12	H 5. 8 平成5年8月豪雨災害
6～7	北海道	奥尻町	55	H 5. 7 北海道南西沖地震災害
"	長崎県	深江町	15	H 2.11 雲仙・普賢岳噴火災害
8～10	"	島原市	19	H 5. 4 雲仙・普賢岳噴火災害
13	北海道	虻田町	152	H12. 3 有珠山噴火災害
平成17～18	新潟県	長岡市	30	H16.10 新潟県中越地震等
"	"	川口町	25	H16.10 新潟県中越地震
"	"	小千谷市	80	H16.10 新潟県中越地震
計	延べ35団体		1,854	

(出典)国土交通省 都市局「防災集団移転促進事業実施状況(東日本大震災関係を除く)」